

◎開会の宣告

(午前10時15分)

○議長（大塚純一郎君） 改めまして、おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から令和3年只見町議会9月第2回会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（大塚純一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、4番、菅家忠君、5番、小沼信孝君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎議長の諸般の報告

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、議長の諸般の報告を行います。

報告の内容は、配付いたしました報告書のとおりであります。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（大塚純一郎君） 日程第3、町長の行政諸報告を行います。

これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 改めまして、おはようございます。

令和3年9月第2回会議にあたりまして、行政諸報告を申し上げます。

1. 福島県道路愛護会長表彰の受賞について。只見町道路河川愛護会が福島県道路愛護会長表彰を受賞されました。これは多年にわたり各集落において町内を走る国県道及び町道沿線の美化活動を行うなど、道路の維持保全の向上に寄与された功績が称えられたものです。表彰式は南会津合同庁舎で8月23日に行われ、只見区の鈴木厚区長が代表して授与されました。

2. 第62回福島県農業賞の受賞について。只見の株式会社新国農園が第62回福島県農業賞農業経営改善部門を受賞されました。新國真也社長は、平成9年、実家で就農し、稲作中心の経営から南郷トマト栽培を導入し、平成30年に法人化されました。当社は六次化にも注力されており、米粉化工場を新築し、米麺、ショートパスタなど米粉の加工品の販売をはじめ、冬期間も雇用を維持することで通年雇用を実現されました。令和元年にはトマトと水稻について、農産物の安全性を客観的に評価する認証制度GAPのうち、国内版のJGAPを取得されるなど、経営改善にも取り組まれております。また、地域を支える次世代の人材育成にも注力され、小中学生・高校生の職業体験を積極的に受け入れるなど精力的に地域活動をされていることなども評価されたものです。表彰式は福島市で9月3日に行われました

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） これで行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案一括上程

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案一括上程を行います。

議案第52号から報告第10号までを一括上程いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎提案理由の説明

○議長（大塚純一郎君） 日程第5、町長に提案理由の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） それでは、今ほど議長から許可をいただきましたので、提案理由の説明を申し上げます。

ただ今、令和3年9月第2回会議に提出いたしました議案につきまして、一括条例されましたので、審議に先立ち提案理由を説明いたします。

議案第52号 只見町みらいの人材育成奨学資金貸与条例につきましては、町の将来を担う人材の育成を目的とし、将来、只見町に定住した際に償還を免除できる奨学資金条例の制定をお願いするものであります。

議案第53号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条例につきましては、過疎地域の維持的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う所要の改正をお願いするものであります。

議案第54号 只見町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、東日本大震災復興特別区域法等の改正による対象区域の変更に伴う所要の改正をお願いするものです。

議案第55号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例につきましては、福島復興再生特別措置法に規定する特定事業活動を実施する事業者が新設又は増設した施設の固定資産税の課税免除に関する条例の制定をお願いするものであります。

議案第56号 只見町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い個人番号カード再発行手数料を削除する改正をお願いするものであります。

議案第57号 只見町過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域持続的発展計画の議決をお願いするものであります。

議案第58号 南会津地方土地開発公社の解散については、令和3年度をもって南会津地方土地開発公社の解散することについて議決をお願いするものであります。

議案第59号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出

それぞれ4億6,218万9,000円を追加し、歳入歳出総額を58億6,688万8,000円とするものであります。

歳入予算については、徴税のうち個人町民税の当初賦課確定による増額、普通交付税額の確定による増額、国県支出金においては新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、県オリジナル酒米産地力強化支援事業補助金、うつくしま権限移譲交付金等の増額及び基金繰入金の増額、町債の減額が主な内容であります。

歳出予算についてであります。総務費のうち企画費ではJR只見線関連整備費用として150万6,000円、諸費で地域振興基金積立金2億7,000万の増額補正をお願いしております。

民生費では、介護タクシー利用助成事業補助金136万円、避難行動要支援者等管理システム使用料33万4,000円、衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種委託料850万円の増額補正をお願いしております。

農林水産業費のうち、農業振興費では県補助金を活用した県オリジナル酒米産地力強化支援事業補助金200万の増額、交流施設費では深沢温泉源泉施設改修工事の完了に伴う減額、農地費では農業施設整備事業集落補助金637万8,000円、優良農地確保支援事業補助金114万3,000円の増額補正をお願いしております。

商工費では、商工振興費において、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、飲食弁当事業者応援クーポン事業委託料2,224万3,000円、町内利用商品券発行事業委託料4,456万6,000円、第2弾となるプレミアム商品券発行事業補助金910万円の増額補正をお願いしております。

観光費では、後年度の施設整備等に充てるため、観光施設等整備基金積立金1億円の増額補正をお願いしております。

土木費では、除雪機械に係る消耗品524万6,000円、道路維持管理業務委託料200万円の増額補正をお願いしております。

消防費では、防災行政無線機器等の修繕費用150万円の増額補正をお願いしております。

教育費では、小学校費及び中学校費で設置機器調査委託料の増額、ただみ・モノとくらしのミュージアム費において、展示指導等に係る講師謝礼及び費用弁償の増額補正をお願いしております。

以上、主な内容を申し上げますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第60号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）につきましては、医療機器備品購入費の増額補正をお願いしております。

次の、議案第61号 令和3年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入は介護保険料の当初賦課確定による増額、繰入金の増額補正をお願いしております。歳出は、認定審査会共同設置負担金の確定に伴う増額、保険給付費の増額補正をお願いしております。

次の、議案第62号 令和3年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、公営企業会計法適用化に伴う委託料及び県道改良に伴う消火栓移設工事に関する補正をお願いしております。

議案第63号 令和3年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、公営企業会計法適用化に伴う委託料及び消費税の増額補正をお願いするものであります。

認定第1号から認定第10号までの10議案は、各会計の令和2年度決算の認定をお願いするものでございます。

一般会計、特別会計を含めた総額は、歳入で89億7,000万円余、歳出が87億5,200万円余で、歳入歳出差引額は2億1,700万円余になっております。

なお、各会計の歳計剰余金につきましては、6月会議で報告したとおり処理しております。

次に、各会計の特徴点を申し上げます。

一般会計につきましては、町税は前年度年比で2.9パーセントの減となりました。税目別では、所得の落ち込みにより町民税が2.4パーセントの減、固定資産税においても大規模償却資産の減による影響が大きく、3パーセントの減となりました。軽自動車税においては4.9パーセントの増となっておりますが、入湯税においては44.2パーセントと大きな減となっております。

地方交付税は前年度との決算額対比では約2,400万円、0.9パーセントの減となり、そのうち普通交付税が1億3,200万円の増、特別交付税は1億5,700万の減となりました。歳入決算額に占める地方交付税の割合は前年度の44.7パーセントから42.1パーセントとなっております。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策による特別定額給付金及び地方創生臨時交付金により、前年度対比で389.4パーセントの大きな増となりました。

県支出金は、農地耕作条件改善事業補助金等の増により、前年度対比で7パーセントの増

となりました。

繰入金は、財政調整基金等の繰入れにより、49.3パーセントの増となりました。

町債は、防災行政無線デジタル化更新事業や消防庁舎建設事業等の実施による緊急防災・減災事業債の減により、前年度対比で24.0パーセントの減となりました。

次に歳出ですが、目的別に主なものを申し上げます。

まず、総務費は前年対比で14.0パーセントの増になりました。これは役場庁舎暫定移転に伴う改修事業などの完了により投資的経費は減少したものの、特別定額給付金など新型コロナウイルス感染症対策により増加したものであります。

民生費は前年対比で10.1パーセントの増になりましたが、これは新型コロナウイルス感染症対策の特別給付金によるものであります。

労働費においても、新型コロナウイルス感染症として生活支援給付金の給付により、前年度対比18,926.0パーセントと大きく増加しております。

農林水産業費は前年度対比で21.6パーセントの増になりましたが、これは県営中山間総合整備事業調査設計委託料、農業用施設新設・改修工事、農作物鳥獣被害防止対策事業補助金及び林道改良工事によるものであります。

商工費は前年度対比で28.3パーセントの増になりましたが、これは新型コロナウイルス対策による町内利用商品券発行事業等の商工振興対策によるものであります。

消防費は前年対比で56.2パーセントの減になりました。これは防災行政無線デジタル化工事の終了や消防庁舎建設による広域市町村圏組合消防費負担金の減額によるものであります。

教育費は前年度対比で33.8パーセントの減になりましたが、これは民具収蔵庫新築工事によるものであります。

災害復旧費は前年度対比で52.7パーセントの減になりました。これは平成29年度発生 of 農地・農業用施設や林道、公共土木施設災害復旧工事の完了によるものであります。

次に性質別に申し上げます。

義務的経費につきましては、前年度対比で5.5パーセントの増となりました。内訳別では人件費が6.1パーセントの増、扶助費が0.8パーセントの減、公債費が6.5パーセントの増となりましたが、人件費は会計年度任用職員制度の導入による増、公債費は元利償還金の増によるものであります。投資的経費につきましては、前年度対比で25.9パーセ

ントの減となりました。内訳別では、民具収蔵庫整備事業の増加があったものの、防災行政無線デジタル化工事、庁舎暫定移転事業などの完了により、普通建設事業費において22.3パーセントの減、災害復旧事業費は前述のとおり、平成29年度発生の災害復旧工事の完了により52.7パーセントの減となっております。

財政運営上の各係数のうち代表的な経常収支比率は82.5パーセントで、前年度対比で1.7ポイントの増となっております。また、財政健全化審査による指標である実質公債費比率3ヶ年平均は3.0パーセントとなっており、前年度と同数値となっております。

公債費に充当された一般財源の比率を示す数値である公債費負担比率につきましては12.4パーセントとなり、財政運営上危険ラインとされる20パーセントを下回っております。

地方債の残高は一般会計で63億9,700万円余になり、前年度に比べ約3億6,700万円の増、特別会計を含む全会計では3億900万円余の増となっております。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入の国民健康保険税は、前年度対比で5.2パーセントの減となりました。県支出金では、県補助金が16.0パーセントの減となり、歳出においては保険給付費が20.8パーセント減の2億6,100万円余、県納付金が8.2パーセント減の1億1,000万円余となっております。

国民健康保険施設特別会計につきましては、診療収入は、入院収入が前年度対比で1.5パーセントの増、外来収入が20.9パーセントの減、歯科外来収入が4.6パーセントの増となり、全体では7.7パーセントの減となりました。繰入金は国からの特別調整交付金が前年度対比で24.4パーセント増の4,100万円余となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、ほぼ計画どおりの決算となり、後期高齢者医療保険料については前年度対比で7.2パーセント増の4,800万円余となりました。

介護保険事業特別会計につきましては、介護保険料収入は前年度対比で6.0パーセントの減の1億1,900万円余となりました。歳出の保険給付費は、居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費は減少したものの、施設介護サービス給付費の伸びにより前年度対比で2.6パーセントの増となり、地域支援事業費は前年度対比で8.2パーセントの減となりました。

介護老人保健施設特別会計につきましては、サービス収入全体では前年度対比で7.6パーセントの減となりました。サービス収入別では、短期入所者療養介護費収入が26.7パーセントの減、施設介護サービス費収入が1.9パーセントの減となっております。

地域包括支援センター特別会計につきましては、サービス収入の予防給付費収入及び他会計からの繰入金は前年度とほぼ同額となっております。

簡易水道特別会計につきましては、水道使用料については料金改定を行ったことにより前年度対比で14.8パーセントの増となりました。歳出では維持費が5.3パーセントの減、設備整備費が40.9パーセントの減となっております。

集落排水事業特別会計につきましては、施設使用料が前年度対比で1.4パーセントの減となりました。歳出では施設整備費が268.3パーセントの増、公債費が3.2パーセントの減となっております。

朝日財産区特別会計につきましては、財産収入、繰越金を財源として財産区の管理業務を行いました。

報告第5号 令和2年度只見町の健全化判断比率について及び報告第6号 令和2年度只見町の資金不足比率については、町監査委員の審査結果について報告するものです。

報告第7号 株式会社会津ただみ振興公社の経営状況について、報告第8号 株式会社季の郷湯ら里の経営状況について、報告第9号 只見特産株式会社の経営状況について、報告第10号 南会津地方土地開発公社の経営状況については、それぞれの法人の決算状況を報告するものです。

以上、上程されました議案の概要を説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 提案理由の説明は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎請願・陳情付託

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、請願・陳情付託に入ります。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 議事進行。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 只見町観光まちづくり協会から議長充てに、要望書とか、どういうのが受理されているかわかりませんが、出されていると。それはこの中に入っていますか。

○議長（大塚純一郎君） 入っておりません。

○9番（三瓶良一君） 入っておりません。

○議長（大塚純一郎君） はい。

○9番（三瓶良一君） 何故、入っていないんですか。

○議長（大塚純一郎君） 今の三瓶良一議員のお質してございますが、観光まちづくり協会の会長から、8月の26日ですか、私のところに面会の要請がございました。それで、その時に、観光まちづくり協会の会長が持ってこられました文書は、請願・陳情に類するものではないというふうに私が判断しまして、そして、その時、会長との話し合いの中で請願・陳情ではないということを確認しましたので、そのような措置をさせていただきました。

以上でございます。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 例えばですよ。いろんな要望があったり、異議があったり、行政に対する異議があったり、そういったものは地方自治法上、全部、請願・陳情の類の扱いにされるというふうになっております。だとすれば、あなたとまちづくり協会の会長の間で話し合ってお決めになるのではなくて、それを議運にお諮りになって、そして、これを扱うかどうか、ということをお決めになると。それが議会のルールだと思いますが、何故そんなことをされましたか。

○議長（大塚純一郎君） 今の三瓶良一議員のお質してございますが、今ほども申しましたとおり、その面会を要望されて、それで会いました。その時に持ってこられました文書を精査しましたところ、今ほど三瓶良一議員がおっしゃったような請願・陳情の類ではなく、それから要望でもなく、こういうことがあったと。それを議長に対して一応報告をしておきますというような内容でございましたので請願・陳情の類ではないというふうに議長である私が判断した次第であります。なお、この件につきましては、後刻、事務局のほうで県の議長会

のほうに照合いたしまして、今ほど私が言ったような判断も、そのように議長がされるのであれば、そういうのでよろしいというような内容で報告がございました。なお、今、三瓶良一議員がおっしゃるとおり、請願・陳情の類ではないという、その辺の判断は、今おっしゃいましたように議会運営委員会において取り計らって、結果、それに基づいてやるというようなことも書いてありますので、後刻、議会運営委員会において、今の件につきましてはそのように取り計らっていただきたいと思っております。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） これは、外国人であっても、やっぱりあの、いろいろな自分達の生活の環境の場が悪いとか、そういう問題があったときには、これ、請願できるんですよ。憲法にはね、日本に住んでいる人はどなたでも異議を申し立てることができる。異議申し立てはあるんですよ。内容の中には。たぶん。私は見てませんからわかりませんが、そういうふうに出したからよろしくと言われてますから。そういうものを議長の手元で、握っておくというようなことでなくて、一応やっぱり公開の原則ですから、公開されるべきだというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 今おっしゃいましたとおり、議長として後刻、議会運営委員会に諮って、そのように処理をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○9番（三瓶良一君） よろしくをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） それでは、日程第6、請願・陳情付託に入ります。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、請願・陳情文書表のとおり付託することに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎各委員会所管事務調査報告について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、各委員会所管事務調査報告について、各委員会

の調査結果報告を求めます。

最初に、総務厚生常任委員会、山岸国夫委員長の報告を求めます。

委員長は登壇を願います。

8番、山岸国夫君。

〔総務厚生常任委員長 山岸国夫君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（山岸国夫君） 総務厚生常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会の所管事務調査について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告いたします。

記。1、所管事務調査項目。（1）朝日診療所の運営に関する調査。（2）人口減少対策に関する調査。（3）事務の適正管理と職員の健康管理に関する調査。（4）新たな自主財源確保に関する調査。

2、調査経過及び結果。（1）調査事項、所管事務に関する調査。（2）調査方法、事務調査。（3）調査日、7月16、8月30日。二日であります。（4）出席委員は総務厚生常任委員会、委員全員でありました。

3、調査結果及び意見。新型コロナウイルス感染症対策について、発生以来、予断を許さない緊張状態が続いた。そうした中、感染拡大を抑えるために予防策の徹底とワクチン接種の促進に向けた調査してきた。その結果、町内においては感染者累計9人に抑え込み、対策は成功したと言える。しかし、変異したデルタ株の全国的な感染爆発を見据えた時、これまでの感染予防策を抜本的に見直さなければならない可能性もある。更なる注意を喚起し、医療環境の脆弱な本町として何ができるか調査していく。関係者の努力については感謝申し上げたい。また、職員定数の適正な管理と研修、朝日診療所の安定した診療体制確立の要である医師及び看護師体制について調査した。なお、委員会調査として新たな自主財源確保に関する調査のうち、河川法に定める発電流水占用料について今後調査する。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、お聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これをもって報告済みといたします。

続いて、経済文教常任委員会、鈴木好行委員長の報告を求めます。

委員長は登壇願います。

11番、鈴木好行君。

〔経済文教常任委員長 鈴木好行君 登壇〕

○経済文教常任委員長（鈴木好行君） 経済文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告します。

1、所管事務調査事項。（1）地域産業の振興に関する調査。（2）生活環境の振興に関する調査。（3）教育の振興に関する調査。（4）観光施設、交流施設の設置目的の検証と利活用に関する調査。（5）JR只見線と国道289号八十里越の開通を見据えた利活用に関する調査。（6）新型コロナウイルスによる経済影響に関する調査。

2、調査の経過及び結果。（1）調査事項、所管事務に関する調査。（2）調査方法、事務調査。（3）調査日、7月13日、7月27日、8月5日、8月27日、計4回。（4）出席委員は以下のとおりでございます。

3、調査結果及び意見。観光商工課より、只見駅前賑わい創出事業の説明を受け、調査を進めてきました。その後、この件は特別委員会において審査を進め現在に至っております。その他としてJR只見線の景観整備の進捗状況や、交流促進センターの経営状況などの調査を実施しました。これらの事業については、JR只見線の再開通や国道289号の開通を見据え、引き続き調査を実施するものとしています。また、付託を受けた事件の調査も併せて実施しております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、お聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これをもって報告済みといたします。

次に、広報広聴常任委員会、小沼信孝委員長の報告を求めます。

委員長は登壇を願います。

5番、小沼信孝君。

〔広報広聴常任委員長 小沼信孝君 登壇〕

○広報広聴常任委員長（小沼信孝君） それでは、広報広聴常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告いたしま

す。

1、調査事項。(1) 議会広報広聴の充実に関する調査。(2) 議会報告会並びに一般会議に関する調査。(3) 議会だよりの編集及び発行に関する調査。(4) 議会の開かれた情報発信の調査研究。

2、調査の経過及び結果。(1) 所管事務に関する調査。(2) 調査方法、事務調査。(3) 調査日、(4) 出席議員は記載のとおりでございます。

3、具体的な取り組み内容。(1) 調査等経過。6月15・18・28日。議会だよりの164号の編集内容について検討協議。議会の開かれた情報発信の調査研究。7月6日、議会だより164号の素案原稿について検討協議。議会の開かれた情報発信の調査研究。7月15、議会だより164号の最終校正。議会の開かれた情報発信の調査研究。7月30、議会だより164号発行。9月2日、議会の日程、一般質問の内容周知のためのチラシ作成。9月3日、議会の日程や一般質問の内容周知のためのチラシ発行。(2) 議会だよりの編集及び発行に関する調査。委員会では、読みやすく分かりやすい紙面づくり、定例月議会後のタイムリーな議会だより発行に努めていく。(3) 議会広報広聴の充実に関する調査。議会としての分かりやすい広報は勿論だが、委員会としてはできるだけ多くの町民の声を聴く広聴活動にも力を入れて取り組んでいく。(4) 議会の開かれた情報発信の調査研究。議会のICT化に向けた調査を継続して調査していく。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、お聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これをもって報告済みといたします。

次に、議会運営委員会、齋藤邦夫委員長の報告を求めます。

委員長は登壇願います。

10番、齋藤邦夫君。

〔議会運営委員長 齋藤邦夫君 登壇〕

○議会運営委員長（齋藤邦夫君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告をいたします。

記。1 といたしまして、所管事務調査事項。(1) 議会運営に関する調査。(2) 議会の会議規則、委員会条例等に関する調査。(3) 議会改革推進に関する調査。(4) 議会機能並びに運営の充実を図るための施設整備に関する調査。(5) 議長の諮問事項に関する調査。

2、調査の経過及び結果。(1) 調査事項。議会の運営に関する調査、議会の会議規則、委員会条例等に関する調査。(2) 調査方法、事務調査。(3) 調査日、(4) 出席委員については記載のとおりでございます。(5) 調査結果。8月10日。1) 只見町議会8月会議の開催について協議。議事日程等について協議をいたしました。2) 請願・陳情について協議。3) 全員協議会の開催について協議。4) 議会運営・活動について協議。5) その他。8月12日。1) 只見町議会8月会議について協議。議案第50号について調整をいたしました。2) その他。9月2日。1) 9月会議について。2) 9月第2回会議の日程等について。議事日程等について協議いたしました。3) 諸般の報告について。4) 請願・陳情付託について協議。5) 委員会所管事務調査報告について協議。6) 一部事務組合議会報告について協議。7) 一般質問の通告内容について協議。8) 全員協議会の開催について協議。9) 決算特別委員会の審査について協議。10) 議員提出議案について協議。議員の派遣についてでございます。11) その他。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、お聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎各一部事務組合議会報告について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、各一部事務組合議会報告について。

各一部事務組合議会へ選出されている議員からの報告を求めます。

最初に、南会津地方広域市町村圏組合議会、中野大徳議員の報告を求めます。

中野議員は登壇を願います。

7番、中野大徳君。

〔7番 中野大徳君 登壇〕

○7番（中野大徳君） 南会津地方広域市町村圏組合議会報告。

本組合議会の会議等内容について報告いたします。

（1）令和3年第1回南会津地方広域市町村圏組合臨時会。日時、令和3年6月21日。午後1時半からありました。場所は、南会津地方広域市町村圏組合消防本部・消防庁舎3階大会議室で行われました。出席者は、議長と私でございます。内容。報告第2号 管理者及び副管理者の互選について、管理者、星明彦氏、桧枝岐村長。副管理者に渡部勇夫氏、星学氏、大宅宗吉氏が互選されました。議案第9号 物品購入、館岩分遣所の救急車の更新でありました。議案第10号 物品購入については救急車の救急資材器材を整備するための救急資器材一式の購入。いずれも全会一致で可決されました。議案第11号では、監査委員の選任、議案第12号から議案第15号までは、南会津地方広域市町村圏組合教育委員会委員長と委員の任命であり、いずれも全会一致で同意されました。

（2）令和3年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会。日時、令和3年8月23日。午後1時半から。場所、南会津地方広域市町村圏組合消防本部3階大会議室でありました。出席者、同じく私と議長であります。内容。議案第16号 令和2年度南会津地方広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、議案第17号 令和2年度南会津地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定については、監査委員の意見を付して認定されました。議案第18号 令和3年度南会津地方広域市町村圏組合一般会計補正予算では、各町村の分担金及び負担金の補正。議案第19号 教育委員会委員の任命については、新たに教育委員が1名同意案件として提出され、全て全会一致で可決されました。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 報告は終わりました。

ただ今の報告に対して、お聞きしたいことはありませんか。

1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 春の議会で、只見出張所の移転、新築、耐震、だめで、その話ありましたが、その後、ある程度、工程、工事の工程的な話は全協、その他でなかったんでしょうか。もしあれば、今後の流れをお聞きしたいと思ったんですけど。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 広域市町村圏組合の議会としては、一切、その報告は、全協もありま

せんし、報告はありません。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これをもって報告済みといたします。

続いて、南会津地方環境衛生組合議会、酒井正吉郎議員の報告を求めます。

酒井議員は登壇を願います。

2番、酒井正吉郎君。

〔2番 酒井正吉郎君 登壇〕

○2番（酒井正吉郎君） それでは、南会津地方環境衛生組合議会の報告をさせていただきます。

本組合議会の議会等内容について、下記のとおり報告いたします。

記。1、令和3年第2回南会津地方環境衛生組合議会臨時会でございます。日時、令和3年6月21日、午前10時からございました。場所は、南会津地方環境衛生組合会議室。出席者は、大塚純一郎組合議員、矢沢明伸組合議員と私の3名でございます。内容。1、報告第1号から議案第3号まで一括上程され、管理者である只見町長、渡部勇夫氏より提案理由の説明がなされました。2、報告第1号 南会津地方環境衛生組合管理者及び副管理者の互選について、管理者に渡部勇夫氏、副管理者に星学氏、大宅宗吉氏が選任されました。3、議案第2号 令和3年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）は全員一致で可決されました。内容は、下記の表記のとおりでございます。4、議案第3号 監査委員の選任について南会津地方環境衛生組合規約第2条第2項の規定により、下記の者が監査委員に選任されました。住所、福島県南会津郡南会津町田島字中町甲3946番地。氏名、渡部弘明氏。生年月日、昭和32年1月4日生まれです。

（2）令和3年度第2回南会津地方環境衛生組合議会定例会。日時、令和3年8月23日。午前10時からございました。場所は南会津地方環境衛生組合会議室。出席者は先ほどと同じ3名でございます。内容。報告第2号から発議第1号まで一括上程され、管理者である只見町長、渡部勇夫氏より提案理由の説明がなされました。2、定例会の質問では、1番、馬場浩議員より、1、災害時の各施設の対応について。2、組合SDGsの取り組みについて。3、西部の処理施設の統合計画とその進捗について質問がなされました。3、報告第2

号 令和2年度主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告がなされました。議案第4号 南会津地方環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定は、監査委員2名の審査意見書もあり全員一致で可決されました。歳入総額11億130万3,824円。歳出総額10億5,118万7,800円。差引残高5,011万6,024円。これは翌年度への繰越になりました。議案第5号 令和3年度南会津地方環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。6、発議第1号 南会津地方環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則は、提出者1名と賛成者2名により、地方自治法第112条の規定及び会議規則第12条第2項の規定により提出され全員一致で可決されました。

以上、報告いたします。

○議長(大塚純一郎君) 報告は終わりました。

ただ今の報告に対して、お聞きしたいことはありませんか。

1番、佐藤孝義君。

○1番(佐藤孝義君) この報告の内容にもありますが、西部処理施設統合計画の進捗についてということで、どういう返事があったかお聞かせ願いたいと思います。

○議長(大塚純一郎君) 2番、酒井正吉郎君。

○2番(酒井正吉郎君) これはあの、期日とか、正確に今ここまで進んでいるとか、そういうふう具体的な数字のような説明はなかったんですが、今後、その方向で進む方向がありますので、今後ともこれは審議していこうというような経過の説明だったと思います。

○議長(大塚純一郎君) 1番、佐藤孝義君。

○1番(佐藤孝義君) わかりました。今、あそこ、なくなっちゃうと、今非常に、西部の、私どもですけど、助かっております。できるだけ、騙かし騙かし、機械直しながらですね、なるべく先まで使えるような状態にさせていただきたいという町民の願いですから、委員の方、今後とも議会に行かれたら、その旨お願いする努力していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長(大塚純一郎君) 2番、酒井正吉郎君。

○2番(酒井正吉郎君) ありがとうございます。

その報告は大切に、お願いは報告したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(大塚純一郎君) ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで報告は終わりました。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午前 11 時 16 分）